

平成31年度
(2019年度)

決算等審査意見書

多摩川衛生組合監査委員

(写)

多摩組監発第10号

令和2年9月1日

多摩川衛生組合

管理者 高橋 勝浩 殿

多摩川衛生組合

監査委員 渋谷 彰

木村 淳二

北浜 けんいち

平成31年度多摩川衛生組合一般会計決算の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成31年度多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について多摩川衛生組合監査基準に基づき審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成 31 年度多摩川衛生組合一般会計決算の審査意見書

1 審査の種類

地方自治法第 233 条第 2 項の規定による審査

2 審査の対象

平成 31 年度 多摩川衛生組合一般会計歳入歳出決算

3 審査の着眼点

平成 31 年度の多摩川衛生組合において作成すべき書類が正確であり、それに伴う事務及び出納、その他の事務が法令に定めるとおり適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とした。

4 審査の実施内容

書類審査及び組合職員の説明の聴取により実施した。

5 審査の実施場所及び日程

多摩川衛生組合会議室 令和 2 年 8 月 26 日（水）

6 審査の結果

審査に付された決算及び証書類その他法令で定める書類は、地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、かつ証拠書類と照合したところ、計数及び管理並びに保管の状況について誤りはなく、また、事務の執行についても適正に処理がなされていると認められた。

7 審査意見

クリーンセンター多摩川の安定的な稼働は、快適な市民生活を維持する上で不可欠なものです。

施設の老朽化が進行する中で特に施設の維持補修費の増額が予想されるが、本組合予算のほとんどは構成市の負担金で運営されており、厳しい財政状況のなかで構成市には大きな費用負担ともなっていることから、今後とも費用対効果を意識し、経済性・効率性・有効性について検証し、より適正な運営に努めていただきたいと思います。

また、今後の廃棄物処理施設の長寿命化については、構成市の財政見通しが非常に厳しい状況の中で、長期的な整備計画を確立のもと、負担金の平準化を意識し、これまで以上に構成市との連携を密に計画を図られるよう望みます。

我々、監査委員は、今後も職員から施設や機器の説明を聞きながら組合の現状把握に努めていく所存です。資材の在庫管理や修繕、工事箇所の予算執行効果の確認など、適宜指摘や確認を行いながら、職員のコスト意識の向上や今後

の事務改善につながるような意見や検査等を行っていきたいと考えています。
つきましては、次の事項に留意し、職員一人ひとりが適正な事務執行を心掛け、事業を進めていただきたいと思います。

- ① 歳入においては、自主財源の確保に努め、構成市の負担金の抑制に努めること。
- ② 歳出においては、経費節減に取り組み、より一層効率的・効果的な財政運営に努めること。また、年度間の予算の平準化に努めるとともに不用額の抑制に努めること。
- ③ 事務事業の実施にあたっては、引き続き透明性と説明責任を図り、構成市の市民等に対し、適切な情報提供に努めること。
- ④ 委託・工事等の設計においては、引き続き十分精査を行い、適切な設計金額とするように努めること。
- ⑤ 組合運営に大きく影響を及ぼす可能性のある契約にあっては、業者選定の際に信用調査を行うなど、より慎重かつ健全で適切な履行の確保に努めること。
- ⑥ 基金の積み立てについては適時、安全で確実な方法による運用を行うこと。また、将来見込まれる施設整備に係る財政需要に適応した積立原資を確保するための方策を検討していくこと。
- ⑦ コロナ禍における業務・事業の執行について、その目的を達成するために、従来の方式に限らず多角的に視野を広げ、職務の遂行に努めること。
- ⑧ 職員にあっては、事業者が実施する業務の履行に際し、最大限に効果が発揮できる環境を整備するとともに業務の質の確保に向け、管理監督能力の研鑽に努めること。

以上の点を踏まえ、安全で安心できるクリーンセンター多摩川の運営に取り組まれるよう要望します。